

「債券貸借取引残高」の集計対象となる公社債（取引）の範囲

集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った公社債の貸借取引。

月末取引残高について

当初個別契約で定められた受渡日を基準に、協会員が貸し付けた（又は借り入れた）公社債券の月末時点の残高を集計しています。

個別契約上、月末日において、取引実行日が到来し、取引決済日が未到来の取引を残高として集計しています。

月中新規成約高について

協会員が月中に債券貸借取引契約の締結を行ったものについて、約定ベースで額面により集計しています。

集計対象となる公社債券

個人向け国債、新株予約権付社債、外貨建債券を除くすべての公社債券。
（短期社債等、手形CPも対象外です。）

集計対象となる公社債券の詳細については、「『公社債店頭売買高』の集計対象となる公社債（取引）の範囲」に記載の表をご参照ください。

各投資家区分の集計対象範囲については、「投資家区分表」をご覧ください。

以 上